

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年12月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から50年3月まで

昭和44年1月から同年12月までの期間、45年4月から46年3月までの期間及び46年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、元妻を役所に支払に行かせた記憶があるので、納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は44年8月ごろに払い出されており、納付できる期間である。

また、申立人は、保険料は元妻を役所に支払に行かせたと主張しており、社会保険庁の記録から、申立人は、申立人の元妻と同じ期間の昭和46年4月から同年9月までの保険料を納めていたことが確認できることから、基本的に、申立人は夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、元妻が納付済みとなっている同年1月から同年3月までの保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和44年1月から同年12月までの期間、45年4月から同年12月までの期間及び46年10月から50年3月までの期間については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人が保険料の支払に役所に行かせたと主張している元妻の納付記録も確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月まで

昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月までの期間について納付事実が確認できないとの回答が社会保険事務所からあった。

後からでも納付できると聞いたので、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、昭和 52 年 6 月から 53 年 4 月までの分を B 支所で納付した。納付するために加入したのだから納付しないわけがない。領収書等はないが、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険被保険者の対象とならない臨時雇用であったことから、年金記録を継続させるため国民年金への加入手続を行ったと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 2 月 27 日に払い出されていることが確認できることから、国民年金保険料を納付する意思があるにもかかわらず、53 年 4 月の 1 か月分の国民年金保険料のみを納付したとは考え難い。

さらに、加入手続及び納付場所として主張する A 市役所 B 支所は昭和 46 年から平成元年まで存在し、国民年金の加入手続及び保険料の収納事務も行っていたことが確認でき、申立人の主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私が二十歳を迎えたときに、役所から連絡が無かったために確認したところ、個人で加入手続を行う必要があることを教えられたため、父が加入手続を行ってくれた。

その際に、父が一括して 11 万円を支払った。納付書などは残っていないが直接役場で保険料を納付したので間違いなく納めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行われている。

また、A 町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿（紙名簿）が昭和 60 年 4 月 17 日に作成されていることから、このころに申立人の父が加入手続を行ったものと推定される。申立人は、父が加入手続をした際、一括して納付してくれた旨主張するところ、その納付したとする金額は、加入手続をした当時納付が可能であった申立期間（過年度）及び昭和 59 年度分（現年度）の保険料と大きな差は無く、しかも、A 町に照会したところ、同町では、申立期間当時国民年金保険料の過年度分に係る納付書を備え付けており、過年度納付を申し出た被保険者に対して納付書を発行していたと回答していることからすると、申立人の父は加入手続を行うとともに過年度分についても納付書を発行してもらい、上記期間の保険料を納付した可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月から46年3月までの期間並びに47年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から同年7月まで
② 昭和44年7月から同年10月まで
③ 昭和45年3月から46年3月まで
④ 昭和47年4月及び同年5月

私の国民年金の加入手続は、亡母がA町役場でしてくれた。

昭和43年4月から同年7月までの期間及び44年7月から同年10月までの期間は、私が勤めていた会社を退職し次の会社に勤めるまでの期間で、45年3月から46年3月までの期間は、私が専門学校へ行っていた期間で、保険料については、亡母がA町役場で納付してくれた。

このことは、亡母が「国民年金を納めてきた。」と言っていたと姉から聞いている。

昭和47年4月及び同年5月の保険料は、私がB区で納付しており、当時は3か月ごとの納付であり、同年6月の保険料が納付されているのに未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和45年1月から5年年金に加入し、加入期間の保険料については完納しており、納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が所持するA町の「昭和46年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」により、申立人が46年4月1日にB区に転居した後の同年5月29日に、同年4月から同年6月までの申立人の保険料が納付されていることが確認できることから、申立人の母親が、その直前である申立期間③の保険料を納付して

いないのは不自然である。

また、申立期間④については、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の昭和47年の4月欄から5月欄にかけて、申立人が46年4月から居住していたB区で保険料を納付していたことをうかがわせる記載がある。

一方、申立期間①及び②については、A町が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の資格取得日は昭和45年3月21日であることが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳に記載された資格取得日も同日であって、申立人の母親が同日よりも前に加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、上記各申立期間は未加入期間として取り扱われていて保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和25年9月2日生まれで資格取得日が45年9月1日である被保険者の手帳記号番号より後であることが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、同被保険者の手帳記号番号は申立人と同じ45年12月17日にA町に払い出されたことが確認できることから、申立期間①は時効により納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月から46年3月までの期間並びに47年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 4 日から 46 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所から、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっている旨説明を受けた。

申立期間は、A社のB営業所に在籍しており、本社と営業所の距離もあったことから、退職に当たって本社から脱退手当金等の説明は無く、脱退手当金は受け取っていない。

年金は将来受け取るものと理解しており、退職時に一時金として受け取るなどの知識は無かった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁からの通知によれば、脱退手当金が支給されている場合には、再交付する厚生年金保険被保険者証にも脱退手当金が支給されたことを示す表示をすることとされていたところ、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無い上、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所において、上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足る事情は無い。

また、申立人が昭和 49 年 2 月に別の事業所へ就職した際の厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間のものと同じであり、申立人が当該事業所に対し、申立期間である厚生年金保険被保険者期間があることを自ら伝えたものと考えられるとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である 46 年 5 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得し、かつ、その月から保険料を納付していることを踏まえると、年金を継続する意思がうかがわれるとともに、この時点において申立人は申立期間を厚生年金保

険被保険者期間と認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年8月1日）及び資格取得日（43年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から43年2月1日まで

申立期間は、労働協約に基づき労働組合に専従していた期間の一部であり、一部の期間のみ厚生年金保険に加入していないのは不自然であるし、2度目の専従期間は一貫して厚生年金保険に加入しているので、申立期間の記録が無いことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和34年4月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年8月1日に資格を喪失した後、43年2月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、42年8月から43年1月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社が保管する人事記録により、申立人が当該事業所に昭和34年4月1日から平成13年1月31日まで継続して勤務し、申立期間においては労働組合の専従者であったことが確認できる。

また、労働組合が保管する組合専従者に関する協定書によると、「専従期間中は休職とし、給与は組合負担とする。福利厚生制度の適用は一般従業員と同等とする。ただし、厚生年金保険料の事業主負担分は組合の負担

とする。」旨規定されており、かつ、事業主に照会したところ、「厚生年金保険の被保険者資格は退職したときのみ喪失する。組合専従者になったとの理由で在職中に喪失することはない。」旨の回答が得られた。

さらに、申立人の前任の専従者は、労働組合専従の期間も被保険者資格を喪失していないのに対し、申立人が、労働組合の専従者として2回従事しているうち1回目の一部の期間のみが未加入となっていることは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年8月から43年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月から平成2年2月まで
平成6年3月ごろにA市の実家に戻った際、父が私の国民年金保険料納付記録を確認し、過去に納めていない期間があったので、未納分を全部納めたと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び保険料を納付したとする申立人の父親において、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、平成6年3月に申立人がA市に帰ってきた際、申立人の父がその時点で納付できる未納分の保険料を全部納めたとしているが、申立期間の保険料は、時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を「平成3年4月ごろにB市に住所変更した時、C市から送られてきた納付書で納めた。」と主張を変えており、当該主張によると申立期間は過年度における納付になるが、C市に照会したところ「市では過年度の納付書を発行できない。依頼があった場合は社会保険事務所に連絡をするように話している。」との回答があった。

加えて、申立人から聴取しても、納付時期や納付金額等についての記憶が不明確で、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 4 月ごろに A 市で国民年金に加入し、同年 7 月までは同市で、同年 8 月から 61 年 3 月までは B 区において、自分で国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 36 か月と長期間である上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の所持する年金手帳には、社会保険庁の記録と同じく、申立人が初めて国民年金の被保険者となったのは昭和 61 年 4 月 1 日である旨の記載があることから、申立期間は未加入期間で納付書が発行されないため、保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間に国民年金に加入した場合、居住する市区町村において申立人に係る被保険者記録が作成されるはずであるが、申立人が居住していた A 市及び B 区のいずれにおいても、申立人が国民年金に加入したことを示す被保険者記録は無い上、加入手続に関する申立人の記憶も不明確である。

加えて、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年8月までの期間及び49年2月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年8月から48年8月まで
② 昭和49年2月から61年3月まで

A市の実家に住んでいたため、国民年金の加入手続は父親がしてくれて、保険料も父親が地区の役員をしていたので、地区の集金と一緒に納めてくれた。

国民年金の加入手続及び保険料を納付した父親は、既に亡くなっており、また、母親は病気で話ができないので、当時の状況は確認できないが、結婚後は、私がB市のC支所で手続をして、保険料も納めていたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、昭和49年2月から53年9月までの期間について、申立人は父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとしているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の資格喪失日は46年11月11日であるところ、申立人が結婚によりB市に転居する53年10月までの間に、A市で資格を再取得したことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立期間②のうち、昭和53年10月から61年3月までの期間については、申立人は結婚に伴い転居したB市で加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人はA市で取得した国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号により61年4月1日に第3号

被保険者として資格を再取得したことが確認できるが、それまでは上記の資格喪失後に加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が上記期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年6月から47年3月まで
申立期間については、親戚(A氏)の経営する店で住み込みで働いていた。A氏が国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれていたはずである。
年金手帳はA氏から渡されなかったが、保険料は、地区の納税組合へ税金と一緒に払っていたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和47年10月9日に事業主の二女と連続する番号で払い出されており、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B町が保管する国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の資格の取得も事業主の二女と同じ昭和47年4月1日であり、申立期間は未加入期間として取り扱われていたため保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたとする事業主は既に亡くなっており、加入状況等を聴取することができない上、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月から同年12月まで
② 昭和35年1月から同年9月まで
③ 昭和35年10月から36年3月まで
④ 昭和36年7月から38年9月まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社の各工事において、下請事業所の個人事業主として工事に従事していた期間である。申立期間①及び②は申立期間当時、適用事業所ではないため、申立期間③及び④は加入記録が無いとの回答を社会保険事務所から得た。

私は事業主のため、一般労働者とは取扱いが異なり厚生年金保険も掛けてやると、いずれの会社とも口約束があったもので、給料が個人事業主として支給される際にそれぞれに厚生年金保険料等が控除されていた記憶がある。個人事業主として支給された給料を私が事業所の労働者に支給していた。

給料明細書等はないが、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は昭和52年9月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、事業主の家族によると事業主は既に亡くなっていて当時の関係資料も無く、事業主による厚生年金保険料の控除等の事実を確認できない。

また、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和44年8月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立期間当時の元請会社であるE社では、「厚生年金保険への

加入は当社採用の社員のみであり、当時の下請事業主の取扱いは不明である。」と証言している。

申立期間②について、B社は平成10年1月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、当時の事業主は「申立期間当時の代表取締役は既に亡くなっており、資料も無く確認できないため不明である。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険料控除等の確認ができない。

また、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年7月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立期間当時の元請会社であるF社は、「下請事業主を元請会社が厚生年金保険に加入させる取扱いは無い。」と証言している。

申立期間③について、C社は、「当時の資料が無く確認できない。また、申立期間のほとんどは法人設立以前の期間であり、当時の事業主は既に亡くなっていることから確認できない。当社の厚生年金保険等への加入の取扱いは、当社と雇用関係がある社員のみとなっている。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険料控除等の確認ができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間に係る健康保険の番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立期間当時の元請会社であるG社では、「現存する資料では申立人の氏名は確認できない。」と証言している。

申立期間④について、申立人が主張する工事に従事していたことは、D社の元社員から証言があった。

しかし、D社は、「当時の資料は無く確認できないが、現存する資料では当社社員のみ厚生年金保険への加入が確認でき、下請事業主や協力会社の従業員を厚生年金保険に加入させた事実はない。」と回答しており、申立期間の厚生年金保険料控除等の確認ができない。

また、申立期間当時、申立人と同じく親方として工事に従事したとする二人についても、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録にD社の記録は無く、申立人の厚生年金保険料控除についての証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人及び親方二人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 2 月 10 日まで
② 昭和 37 年 9 月 30 日から同年 10 月 17 日まで

A社B事業所に昭和 36 年 5 月 22 日から 37 年 10 月 16 日まで勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、当該事業所での厚生年金保険加入期間は、36 年 5 月 22 日から同年 9 月 1 日までの期間と 37 年 2 月 10 日から同年 9 月 30 日までの期間であるとの回答を得た。

昭和 37 年 10 月 17 日に系列会社のC社D事業所（現在は、E社）に異動するまでA社B事業所に継続して勤務し、保険料も毎月給料から天引きされていたので、2回も中抜けの期間があるのはあまりにも不自然であり、記録の誤りか改ざんとは考えられない。

申立期間を、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間当時（昭和 30 年代）の当該事業所において厚生年金保険の加入期間が中断している者が相当数見受けられる上、社会保険事務所が保管している当該事業所における申立人の被保険者原票の記録には不自然な点は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票によれば、申立人と同時期の昭和 36 年 5 月に入社した 73 人のうち 52 人は同年 10 月 1 日までに辞めていること、及び業務の性質上、冬場は勤務していなかった人が多かったとする同僚等の証言から、申立期間当時の当該事業所では、夏場中心の短期間勤務者が多数いたことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の複数の同僚は申立人を記憶していない上、申立人が当時の上司とする者の姓は、当該事業所に係る社会保険事務所の記録

には見当たらないため、申立人の勤務状況等を確認することができない。

加えて、当該事業所が加入していた健康保険組合、A社及び系列会社のE社には申立期間当時の資料は保存されていない上、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、被保険者原票及びC社D事業所の被保険者原票を確認したが、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 5 日から 19 年 6 月 1 日まで

A社に昭和 18 年 5 月 18 日から 19 年 5 月 31 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、18 年 7 月 5 日から 19 年 6 月 1 日までの厚生年金保険加入記録が無かった。この間も継続して勤務していたので、中断の理由が納得できない。

当時の状況については、年数も経過しており説明できかねるが、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 18 年 5 月 18 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得して以降、同じ健康保険番号で標準報酬月額が改定が 24 年 5 月まで継続して記録されていることから、申立期間当時も継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間当時の労働者年金保険の適用対象者は、工業等の事業所に使用される男子筋肉労働者に限られており、申立人が当時従事していたとする事務職は適用対象となっていなかったところ、申立人と同じ事務職の同僚も、申立人と同期間の年金加入記録が中断していることから、加入期間の途中で、男子事務職が適用対象外であることに当該事業所が気づき、一度、被保険者資格喪失手続をした後で、昭和 19 年の厚生年金保険法への改正により同年 6 月 1 日から男子事務職及び女子も適用対象となったこ

とに伴い資格の再取得手続をしたものと考えられる。

なお、上記と別の事務職の同僚は、昭和 18 年 4 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人が再取得した日と同じ 19 年 6 月 1 日となっている。

さらに、当該事業所は、その後数回の合併、名称変更をしており、承継会社とみられる現在の B 社には申立期間当時の資料は保存されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 1 日から 31 年 12 月 1 日まで
② 昭和 31 年 12 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

申立期間①は船舶所有者Aの船舶B、申立期間②は船舶所有者Cの船舶D、申立期間③は船舶所有者Eの船舶Fに甲板員として勤務した期間であるが、いずれも 20 トン未満であったため、保険は掛けていないと言われ、船員手帳の交付も記憶にない。しかし、昭和 54 年から 55 年にかけて乗っていた 15 トンの船舶での船員保険の記録はあることから、申立期間当時、船員保険に加入していなかったことには納得できない。給料明細書等はないが、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員保険被保険者については、船員保険法第 17 条で「船員法第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用せらるる者は船員保険の被保険者とす」と規定されているが、申立期間当時の船員法第 1 条第 2 項第 3 号では「総トン数 30 トン未満の漁船」が除外されているため、申立人が申立期間当時に乗船した各船舶はこの除外規定により船員保険法第 17 条の船員保険被保険者の対象とならなかったものと考えられる。

申立期間①について、申立期間当時の事業主は「昭和 35 年に廃業しており、申立期間当時の資料は一切無いが、当該船舶は 30 トン未満で船員保険不適用であったため、加入させていなかった。」と証言している。

申立期間②について、当該船舶所有者は既に亡くなっており、当時の船員保険料控除等について確認することができないほか、社会保険事務所が保管する申立期間における当該船舶の船員保険被保険者名簿に申立人の氏

名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

また、同僚及び船長の氏名も上記名簿には無い。

申立期間③について、現在の事業主は「申立期間当時の事業主は既に亡くなっていて資料も無いが、船舶Fの元乗組員によれば、同船舶乗船時は船員手帳も無く、船員保険にも加入していなかったとの証言があった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 6 日から 46 年 5 月 11 日まで
厚生年金保険の加入期間のうち、昭和 36 年 4 月から 41 年 10 月までの期間は脱退手当金を受給しているが、申立期間について社会保険事務所にて照会したところ、申立期間についても脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。申立期間の脱退手当金については請求したことも受け取ったことも無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い上、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る A 事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示の記載があるとともに、申立人が受給したとする B 事業所の厚生年金保険被保険者原票には、当時の脱退手当金の裁定庁である C 社会保険事務所から、B 事業所の厚生年金保険記録を管理する D 社会保険事務所に対し、資格期間の確認が行われたことを推認させる表示が確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録上、脱退手当金の支給額は、申立期間と申立人が受給したとする期間を合算した期間が基礎とされ、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から、約 2 か月後の昭和 46 年 7 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 1 月 31 日まで A 事業所に勤務し、一般事務や集金事務をしていました。

私の厚生年金保険被保険者記録を社会保険事務所に照会したところ、この期間の記録がありませんでした。当時の源泉徴収票もあり、勤めていたことは間違いないので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する源泉徴収票及び同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は申立期間における厚生年金保険の加入や保険料控除についての記憶が不明確であり、申立人が所持する源泉徴収票には、社会保険料控除の欄が無いことから保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立期間当時の同僚だった 2 名の女性について、厚生年金保険被保険者の加入状況をみると、勤務開始から 1 年以上経過して被保険者資格を取得していることから、当時、当該事業所では厚生年金保険の加入の取扱いについて、勤務開始後すぐに加入させていなかったことが推認される。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、不自然な訂正や欠番も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。